○笠岡市建設工事等に係る入札結果等の公表及び入札執行に関する事務取扱要綱

平成１３年１０月１日

告示第１１８号

改正　平成１５年７月２８日告示第９８号

平成１５年１１月７日告示第１３３号

平成１７年５月２０日告示第８１号

平成１８年６月２２日告示第１１５号

平成１８年１１月２７日告示第１９９号

平成１９年２月２３日告示第１９号

令和２年５月１９日告示第１２５号

令和４年８月２４日告示第１７１号

（趣旨）

第１条　この要綱は，入札制度を公正かつ適正に執行することについて，地方自治法（昭和２２年法律第６７号），地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）及び笠岡市契約規則（平成１９年笠岡市規則第１１号）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

（公表の範囲及び内容）

第２条　公表の対象は，競争入札により契約する全ての建設工事並びに測量及び建設コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）とする。

２　公表する内容は，次に掲げる各号のとおりとする。

(1) 建設工事等の名称

(2) 建設工事等の場所

(3) 入札予定日

(4) 建設工事等の工期（期間）

(5) 予定価格

(6) 開札日時

(7) 入札参加業者名

(8) 各入札業者の入札金額

(9) 落札業者名

(10) 最低制限価格

（公表の方法）

第３条　公表は，インターネットを利用した方法により行い，閲覧に供するものとする。

（公表の時期）

第４条　公表は，次の各号に掲げる事項について当該各号に定める日に行うものとする。

(1) 第２条第２項第１号から第４号までに定める事項　入札公告又は指名通知の日

(2) 第２条第２項第５号に定める事項　入札公告又は指名通知の日（ただし，市長が別に定める方法により予定価格を事後公表とした場合は，落札者が決定した日）

(3) 第２条第２項第６号から第１０号までに定める事項　落札者が決定した日

（入札回数）

第５条　建設工事等に係る入札は，２回までとする。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要綱は，平成１３年１０月１日から施行する。ただし，第４条第２号の規定は，施行の日から当分の間とする。

附　則（平成１５年７月２８日告示第９８号）

この要綱は，平成１５年８月１日から施行する。

附　則（平成１５年１１月７日告示第１３３号）

この要綱は，公布の日から施行する。

附　則（平成１７年５月２０日告示第８１号）抄

（施行期日）

１　この要綱は，平成１７年６月１日から施行する。

附　則（平成１８年６月２２日告示第１１５号）

この要綱は，平成１８年７月１日から施行する。

附　則（平成１８年１１月２７日告示第１９９号）

この要綱は，公布の日から施行する。

附　則（平成１９年２月２３日告示第１９号）

この要綱は，平成１９年４月１日から施行する。

附　則（令和２年５月１９日告示第１２５号）

この要綱は，令和２年６月１日から施行する。

附　則（令和４年８月２４日告示第１７１号）

この要綱は，令和４年１０月１日から施行し，同日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事等から適用する。